

## ○府中市個人情報の保護に関する条例

平成15年6月20日  
条例第8号

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 個人情報の収集（第6条～第9条）
- 第3章 個人情報の管理（第10条～第12条）
- 第4章 個人情報の利用及び提供（第13条～第15条）
- 第5章 自己情報の開示請求等の権利（第16条～第28条）
- 第6章 苦情の申出、救済手続等（第29条～第38条）
- 第7章 府中市情報公開・個人情報保護審議会（第39条）
- 第8章 事業者等に対する措置（第40条～第42条）
- 第9章 雜則（第43条～第47条）
- 第10章 罰則（第48条～第52条）

## 付則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、個人に関する情報の取扱いについての基本的事項を定め、府中市（以下「市」という。）の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、市政の適正な運営に資することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人にに関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであって、実施機関が保有する文書、図画、写真、フィルム及び電磁的媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で記録されるための媒体をいう。以下同じ。）に記録されるもの又は記録されたものをいう。
- (3) 電子計算組織 一連の処理手順に従い電子計算機及びその関連機器を利用して事務を処理する組織をいう。
- (4) 事業者 法人（国及び地方公共団体並びに第41条に規定する出資等法人を除く。）その他の団体及び事業を営む個人をいう。

## (実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、その所属する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項及び第3項に定める一般職及び特別職の職員をいう。以下同じ。）に対して、個人情報の取扱いに関する教育を行い、指導及び監督に努めなければならない。

3 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## (市民の責務)

第4条 市民は、個人に関する情報の保護の重要性を認識するとともに、相互に個人の権利利益を尊重し、個人に関する情報の保護に努めなければならない。

## (事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業の実施に当たっては、個人に関する情報の保護の重要性を認識するとともに、個人に関する情報の取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

## 第2章 個人情報の収集

## (適正収集の原則)

第6条 実施機関は、個人情報を収集する場合は、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

## (収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集する場合は、本人から収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。

- (4) 個人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、精神上の障害等の事由により、本人から収集することができないとき。
- (6) 争訟、選考、指導等の事務で、本人から収集したのでは、その事務の目的を達成し得ないとき、又は事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。
- (7) 他の実施機関から収集するとき。
- (8) 国又は他の地方公共団体から収集することが、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が第39条に規定する府中市情報公開・個人情報保護審議会（第39条を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるとき。

## (収集の禁止)

第8条 実施機関は、次に掲げる事項に係る個人情報の収集をしてはならない。ただし、法令等の定めがあるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて職務執行上特に必要であると認めたときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条又は信教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) 病歴その他の個人の心身に関する事項

(個人情報を取り扱う事務の届出等)

第9条 実施機関は、継続して行う個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の名称
- (2) 個人情報の利用の目的
- (3) 個人情報の内容
- (4) 個人情報の対象者
- (5) 個人情報の管理責任者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、府中市規則で定める事項

2 前項の規定による届出は、実施機関の職員又は職員であった者に係る事務については適用しない。

3 実施機関は、第1項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る事務を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項又は前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項又は第3項の規定による届出に係る事項について、目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

## 第3章 個人情報の管理

## (適正管理の原則)

第10条 実施機関は、個人情報を管理するに当たっては、個人情報の管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報をその利用目的に照らして正確かつ最新のものとすること。
- (2) 個人情報の改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (3) 個人情報の漏えいを防止すること。

2 実施機関は、管理する必要がなくなった個人情報については、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

## (委託等に伴う措置)

第11条 実施機関は、個人情報の処理を含む業務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するとき、又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせるときは、当該業務を受託するもの又は当該指定管理者に対して、個人情報の保護について必要な措置を講じさせなければならない。

（平17条例18・一部改正）

## (受託者等の責務等)

第12条 実施機関から前条に規定する業務を受託したもの又は市の公の施設の指定管理者は、個人情報の改ざん、滅失、き損及び漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

2 前条の規定により実施機関から委託を受けた業務（以下「受託業務」という。）に従事している者若しくは従事していた者又は前項の指定管理者に係る公の施設の管理に関する業務（以下「管理業務」という。）に従事している者若しくは従事していた者は、受託業務若しくは管理業務に係る個人情報を漏らし、又は受託業務以外若しくは管理業務以外の目的で持ち出し、若しくは使用してはならない。

3 受託業務に関するこの条例の規定は、市の区域外にある受託者に対してもその効力を有する。

(平17条例18・一部改正)

#### 第4章 個人情報の利用及び提供

##### (適正利用の原則)

第13条 実施機関は、収集した個人情報を事務の目的に即して適正に利用しなければならない。  
(目的外利用及び外部提供の制限)

第14条 実施機関は、第9条第1項の規定により届け出た事務の目的の範囲を超えた個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)をしてはならない。

2 実施機関は、市の実施機関以外のものへの個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をすることができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 市の実施機関内で利用する場合、又は国若しくは他の地方公共団体に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるとき。

4 実施機関は、前項の規定により外部提供をするときは、外部提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

##### (電子計算組織の結合の制限)

第15条 実施機関は、次に掲げる場合を除き、個人情報を処理するため、市の電子計算組織と国、他の地方公共団体その他市以外のもの(以下「接続先機関」という。)の電子計算組織との通信回線による結合を行ってはならない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、職務執行上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、市の電子計算組織と接続先機関の電子計算組織との通信回線による結合により個人情報の処理を行っている場合において、個人情報の漏えい又は不適切な利用のおそれがあると認めるときは、接続先機関に対して報告を求め、又は必要な調査を行わなければならぬ。

3 実施機関は、前項の報告又は調査により、個人情報の漏えい又は不適切な利用があると認めるとときは、あらかじめ審議会の意見を聴いて、個人情報の保護を図るために、必要な措置を講じなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認めるときは、必要な措置を講じた後、速やかにその内容を審議会に報告しなければならない。

#### 第5章 自己情報の開示請求等の権利

##### (開示の請求)

第16条 何人も、実施機関に対し、その実施機関が保有する自己に関する個人情報(第9条第2項の事務に係るもの)を除く。以下「自己情報」という。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

##### (自己情報の開示)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、開示しなければならない。

(1) 法令等の規定により、開示することができないとき。

(2) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関するもので、開示することにより、実施機関の事務の適正な執行に支障を生ずるおそれがあるとき。

(3) 調査、争訟等に関するもので、開示することにより、実施機関の事務の適正な執行に支障を生ずるおそれがあるとき。

(4) 国又は他の地方公共団体から提供されたもので、開示することにより、その情報を提供した国又は他の地方公共団体の事務の執行に支障を生ずるおそれがあるとき。

(5) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとき。

(6) 未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるとき。

##### (部分開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に、前条各号の規定により開示しないことができる自己情報(以下「非開示情報」という。)とそれ以外の自己情報がある場合において、当該開示請求の趣旨を損なうことがないと認めるときは、非開示情報を除いて開示しなければならない。

##### (自己情報の存否に関する情報)

第19条 開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、  
第17条第5号又は第6号の規定に該当する非開示情報を開示することとなるときは、実施機関  
は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(訂正の請求)

第20条 何人も、実施機関が保有する自己情報に誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対  
して、当該自己情報の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第16条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(削除の請求)

第21条 何人も、実施機関が第7条第2項又は第8条ただし書の規定によらないで自己情報を収  
集したと認めるときは、当該実施機関に対して、当該自己情報の削除の請求（以下「削除請  
求」という。）をすることができる。

2 第16条第2項の規定は、削除請求について準用する。

(中止の請求)

第22条 何人も、実施機関が第14条第3項の規定によらないで自己情報の目的外利用等をしてい  
るとき、又はするおそれがあると認めるときは、当該実施機関に対して、当該自己情  
報の目的外利用等の中止の請求（以下「中止請求」という。）をすることができる。

2 第16条第2項の規定は、中止請求について準用する。

(請求手続)

第23条 開示請求、訂正請求、削除請求又は中止請求をしようとする者（以下「請求者」とい  
う。）は、実施機関に対して、自己が請求に係る自己情報の本人又はその法定代理人であるこ  
とを明らかにするために必要な書類を提出し、又は提示して、次に掲げる事項を記載した請求  
書を提出するものとする。

(1) 請求者の氏名及び住所

(2) 請求に係る自己情報の内容

(3) 訂正、削除又は中止の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、府中市規則又は実施機関（市長を除く。）の規則その他の  
規程（以下「市規則等」という。）で定める事項

(請求による一時停止)

第24条 実施機関は、訂正請求、削除請求又は中止請求があったときは、次条の決定をするまで  
の間、当該自己情報の利用又は提供を一時停止しなければならない。ただし、一時停止によっ  
て実施機関の正当な職務執行に著しい支障を生じる場合は、この限りでない。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により一時停止をしなかったときは、その事実を速やかに  
審議会に報告しなければならない。

(請求に対する決定等)

第25条 実施機関は、第23条に規定する請求があったときは、請求のあった日の翌日から起算し  
て、開示請求の場合にあっては10日以内に、訂正請求、削除請求又は中止請求の場合にあって  
は30日以内に、当該請求に対する決定（第19条の規定により拒否することとする決定及び当該  
請求に係る自己情報を実施機関が保有していない場合の決定を含む。以下「開示決定等」とい  
う。）をしなければならない。

2 実施機関は、開示決定等をしたときは、請求者に対し、その決定の内容を記載した書面によ  
り通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等をす  
ることできないときは、同項の規定にかかわらず、請求のあった日の翌日から起算して60日を限度と  
してその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の期間  
及び理由を書面により請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、開示決定等のうち請求を認めない決定（第18条の規定により自己情報の一部を  
開示しないこととする決定、第19条の規定により拒否することとする決定及び当該請求に係る  
自己情報を実施機関が保有していない場合の決定を含む。）をしたときは、第2項の書面にそ  
の理由を付記しなければならない。この場合において、開示しないことと決定した自己情報の  
開示しない理由がなくなる時期をあらかじめ明示できるときは、その時期を明らかにしなけれ  
ばならない。

(第三者保護に関する手続)

第26条 開示請求に係る自己情報に第三者に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開  
示請求に対する決定に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求がなされた事実その他  
市規則等で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該自己情報の開  
示に反対の意思表示をした意見書を提出した場合において、開示請求を認める決定をするとき  
は、開示請求に対する決定の日と開示する日との間に少なくとも14日間を置かなければなら  
ない。この場合において、実施機関は、開示請求に対する決定の後直ちに当該意見書（第30条及  
び第31条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示請求に対する決定  
をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

(開示等の実施)

第27条 実施機関は、第25条の規定により第23条に規定する請求を認める決定をしたときは、速やかに当該自己情報について開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止をしなければならない。

2 自己情報の開示は、実施機関が第25条第2項に規定する書面で指定する日時及び場所において行う。この場合において、請求者は、実施機関に対して、自己がその開示請求に係る自己情報の本人又はその法定代理人であることを明らかにするために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 自己情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）により、電磁的媒体については視聴、閲覧、写しの交付等（ビデオテープ及び録音テープにあっては視聴に限る。）でその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則等で定める方法により行う。

4 実施機関は、前項の視聴又は閲覧の方法による自己情報の開示にあっては、その自己情報が記録されたものの保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、その自己情報が記録されたものの写しによりこれを行うことができる。

5 自己情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をした場合には、実施機関は、その旨を請求者及び当該個人情報の目的外利用をしているもの又は外部提供を受けているものに対し、通知しなければならない。

（手数料等）

第28条 前条の規定による個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止に係る手数料は、無料とする。

2 前条第3項の規定により自己情報の写しの交付を受ける者は、府中市規則で定めるところにより、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

## 第6章 苦情の申出、救済手続等

（苦情の申出）

第29条 何人も、実施機関に対し、自己情報の取扱いについて、苦情を申し出ることができる。

2 実施機関は、前項の規定による申出があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

（不服申立て）

第30条 開示決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに府中市個人情報保護審査会に諮問をし、その答申を尊重して、当該不服申立てについての決定をするものとする。

（1）不服申立てが不適法であり、却下するとき。

（2）開示決定等（第23条に規定する請求の全部を認める決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立ての同条に規定する請求の全部を認めるとき（当該不服申立てに係る開示請求に対する決定について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。）。

（諮問をした旨の通知）

第31条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨の通知をしなければならない。

（1）不服申立て人及び参加人

（2）請求者（請求者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。）

（3）当該不服申立てに係る開示請求に対する決定について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第32条 第26条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

（1）開示請求に対する決定に係る第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

（2）不服申立てに係る開示請求に対する決定を変更し、当該開示請求に対する決定に係る自己情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思表示をしている場合に限る。）

（府中市個人情報保護審査会）

第33条 第30条の諮問に応じて審議するため、府中市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、市長が任命する委員5人以内をもって組織する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 審査会は、第1項に規定する審議を通じて必要があると認めるときは、個人情報保護に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（部会）

第34条 審査会は、その指名する委員3人以上をもって構成する部会に、不服申立てに係る事件について審議させることができる。

(審査会の調査権限)

第35条 審査会(前条の規定により部会に審議させる場合にあっては部会。以下同じ。)は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、不服申立てのあった開示決定等に係る自己情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された自己情報の開示を求めることがない。

2 諒問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、不服申立てのあった開示決定等に係る自己情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第36条 審査会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

2 審査会は、前項の規定により不服申立人等から意見書又は資料が提出された場合は、不服申立人等(当該意見書又は資料を出したものを除く。)にその旨を通知するよう努めるものとする。

(提出資料の閲覧等)

第37条 不服申立人及び参加人は、諮問実施機関に対し第35条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めることができる。この場合において、諮問実施機関は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は複写を拒むことができない。

2 諒問実施機関は、前項の規定による閲覧又は複写について、その日時及び場所を指定することができる。

(審議の非公開)

第38条 審査会の行う審議は、公開しない。

第7章 府中市情報公開・個人情報保護審議会

(府中市情報公開・個人情報保護審議会)

第39条 府中市情報公開条例(平成12年9月府中市条例第27号)第34条に規定する府中市情報公開・個人情報保護審議会(以下この条において「審議会」という。)は、第7条第2項第9号、第8条ただし書、第9条第4項、第14条第3項第6号、第15条第1項第2号及び第3項並びに第24条第2項に定めるもののほか、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議することができる。

(1) 個人情報の保護に関する重要な事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が審議会に諮ることが適當と認める事項

2 前項に定めるもののほか、審議会は、個人情報の保護について、実施機関に意見を述べることができる。

第8章 事業者等に対する措置

(事業者への調査、指導等)

第40条 市長は、事業者が個人に関する情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対して、関係資料の提出、質問その他の調査について協力を求めることができる。

2 市長は、事業者が個人に関する情報を不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対して当該行為の是正又は中止を指導し、又は勧告することができる。

(出資等法人の個人に関する情報の保護)

第41条 市が出資その他財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるものは、この条例に基づく市の施策に留意しつつ、個人に関する情報の適切な取扱いを確保するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(個人に関する情報の保護の普及促進)

第42条 市長は、市民及び事業者において個人に関する情報の保護が図られるよう、意識啓発その他必要な施策の普及促進に努めなければならない。

第9章 雜則

(運用状況の公表)

第43条 市長は、毎年1回以上各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(市長の助言等)

第44条 市長は、市長以外の実施機関に対して、個人情報の保護について報告を求め、又は助言

することができる。

(他の法令等との調整)

第45条 他の法令等により個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止に関する手続が定められている場合においては、当該他の法令等の定めるところによる。ただし、開示請求については、府中市情報公開条例の規定は、適用しない。

(国等への要請)

第46条 市長は、個人に関する情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対して、個人に関する情報の保護に関し適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(委任)

第47条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則等で定める。

第10章 罰則

(罰則)

第48条 実施機関の職員若しくは職員であった者、受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（平17条例18・一部改正）

第49条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報（官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの及び府中市規則で定める市の施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものを除く。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第50条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的媒体に記録されたものを収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第51条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第52条 偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に実施機関が個人情報の収集、管理又は利用をしている事務の届出については、第9条第1項の規定中「継続して行う個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を」とあるのは、「現に継続して行っている個人情報を取り扱う事務について、次に掲げる事項を」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集、管理、利用等については、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(府中市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

4 府中市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例（平成元年6月府中市条例第16号）は、廃止する。

(府中市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例の廃止に伴う経過措置)

5 施行日前に、府中市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例第17条第2項の規定により府中市個人情報保護審査会の委員に委嘱されていた者は、施行日以後は、この条例第33条第2項の規定により府中市個人情報保護審査会の委員に任命された者とみなす。

(府中市情報公開条例の一部改正)

6 府中市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「府中市情報公開審議会」を「府中市情報公開・個人情報保護審議会」に改め、同条第2項中「5人以内」を「10人以内」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

付 則（平成17年9月30日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。